

平成二十六年十二月 定例会の概要

平成二十六年十二月定例会は、十二月四日に開会し、二十四日まで二十一日間の会期で開きました。

定例会初日の四日には、九月定例会から継続審査となっていた平成二十五年度島原市一般会計歳入歳出決算の委員会審査結果報告を受け、決算を認定しました。引き続き、市長から提出された議案の上程、説明が行われました。

八日から十一日には、十四名の議員が一般質問を行いました。十一日の一般質問終了後には市長提出の議案に対する質疑を行い、その中で第九十号議案「島原図書館設置条例の一部を改正する条例について」、「島原図書館協議会の意見」の「開館時間延長に伴う費用」等の質疑の後、市長より再度熟考する必要がある、条例案を撤回したいとの申し出があり、それを承認しました。その後、各議案を委員会へ付託しました。

十二日、十五日、十六日及び十八日には、各常任委員会及び予算審査特別委員会を開き、付託された議案の審査を行いました。

最終日の二十四日には、各常任委員長、予算審査特別委員長の委員会審査結果報告を受け、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行いました。

市長提出の議案は一議案を承認、十一議案を可決し、人権擁護委員の候補者の推薦について上田記久雄氏に同意しました。

また、委員会提出議案の「ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書」を可決し、閉会しました。

議会ひとくちメモ (40)



○傍聴とは

住民など議員以外の方が会議の状況を直接見聞することを言います。地方議会の傍聴は本会議と委員会では取り扱いが異なります。

①本会議の傍聴

・傍聴の自由

住民の代表機関である議会への住民の意思の反映状況を住民に知らせるとともに、議会を監視する趣旨から、本会議は公開が原則となっており、議員以外の方が会議の様様を直接見聞する傍聴の自由は、その重要な要素といえます。

・傍聴の規制

傍聴の自由を無制限に許してしまうと会議に支障を来すこともあるので、議場の秩序を維持する観点から、地方自治法では一定の制限を認めています。

②委員会の傍聴

地方自治法上、委員会には公開の原則は適用されていませんが、委員会条例においては、議員のほかに委員長の許可を得た人が傍聴することができ、制限公開制をとっています。委員会は、内部審査の機関として自由活発な論議が期待されていることなどが公開を制限している理由となっています。

会期日程

十二月

四日(木)	本会議	委員会審査報告、表決、議案上程、説明
五日(金)	休会	議案調査
六日(土)	休会	
七日(日)	休会	
八日(月)	本会議	一般質問(四名)
九日(火)	本会議	一般質問(四名)
十日(水)	本会議	一般質問(四名)
十一日(木)	本会議	一般質問(二名)
十二日(金)	委員会	議案質疑、委員会付託
十三日(土)	休会	付託案件審査(総務委員会)
十四日(日)	休会	
十五日(月)	委員会	付託案件審査(産業建設委員会)
十六日(火)	委員会	付託案件審査(教育厚生委員会)
十七日(水)	休会	議事整理
十八日(木)	委員会	付託案件審査
十九日(金)	休会	(予算審査特別委員会)
二十日(土)	休会	議事整理
二十一日(日)	休会	
二十二日(月)	休会	議事整理
二十三日(火)	休会	
二十四日(水)	本会議	委員会審査報告、議案上程、説明、質疑、表決